

千葉県警察音楽隊の運用に関する訓令

昭和54年11月9日
本部訓令第13号

〔沿革〕 昭和59年5月20日本部訓令第8号 平成3年6月18日本部訓令第11号
平成13年1月5日本部訓令第2号 平成15年1月17日本部訓令第1号
平成21年8月25日本部訓令第16号 平成28年6月30日本部訓令第21号

千葉県警察音楽隊の運用に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察音楽隊の運用に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、千葉県警察の組織に関する規則(平成6年千葉県公安委員会規則第15号。以下「規則」という。)第52条第2項の規定により、千葉県警察音楽隊(以下「音楽隊」という。)の任務、編成及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 音楽隊は、音楽を通じて県民との融和を図るとともに警察広報の効果を高め、あわせて職員の士気の高揚と情操の育成に寄与することを任務とする。

(編成)

第3条 音楽隊は、隊長及び隊員をもって編成する。

2 音楽隊に、カラーガード隊を置く。

3 カラーガード隊の編成その他必要な事項は、別に定める。

(隊長の責務)

第4条 隊長は、音楽隊の任務を遂行するため、効果的な隊の運用を図るとともに、隊員に対する教養、訓練を計画的に実施しなければならない。

(隊員の心構え)

第5条 隊員は、常にその使命を自覚し、人格の陶冶を図り、厳正な規律のもとに音楽技術の研修に努め、団結して活動効果の高揚に努めなければならない。

(活動計画)

第6条 隊長は、毎月25日までに翌月の月間活動計画(別記第1号様式)を作成し、主管課長に報告しなければならない。

第7条 削除

(教養訓練)

第8条 音楽隊の教養訓練の細目及び時間割は、別に定める。

2 隊長は、音楽隊の技術向上を図るため、部外講師を招へいすることができる。

(派遣基準)

第9条 音楽隊の派遣演奏は、次の基準によるものとする。

(1) 公共団体等の主催する営利を目的としない行事で、県民との融和及び警察広報に効果があると認められる場合

(2) 警察の主催する儀式及び警察職員の士気の高揚と情操のかん養並びに警察広報を目的とする諸行事

(3) その他、本部長が必要と認めた場合

(派遣要請)

第10条 所属長は、音楽隊の派遣演奏を要請する場合は、音楽隊派遣申請書(別記第2号様式)により、主管課長を経由して本部長に申請するものとする。ただし、やむを得ない場合は、電話又は口頭をもってこれに代えることができる。

2 部外からの音楽隊派遣要請があつた場合においては、前項の規定を準用する。

(点検)

第11条 隊長は、常に隊員の服装、楽器その他備品の保存手入の状況を点検しなければならない

ない。

(勤務日誌等)

第12条 音楽隊に、勤務日誌(別記第3号様式)及び活動日誌(別記第4号様式)を備え付け、必要な事項を記録しておかなければならない。

(備付簿冊)

第13条 音楽隊の備付簿冊は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 隊員名簿(別記第5号様式)
- (2) 楽器及び付属品台帳(別記第6号様式)
- (3) 楽譜台帳(別記第7号様式)

※ 別記 第1号様式、第3号から第7号様式省略